

那覇市立城東小学校いじめ防止基本方針

平成30年2月策定 令和元年3月改定

1 本校の基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。～いじめ防止対策推進法第2条～

(2) いじめ防止基本方針について

この基本方針はいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本の方針を定めたものである。

～いじめ防止対策推進法第13条～

(3) いじめを防止するための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処する。

2 いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

(1) 日常的な指導体制

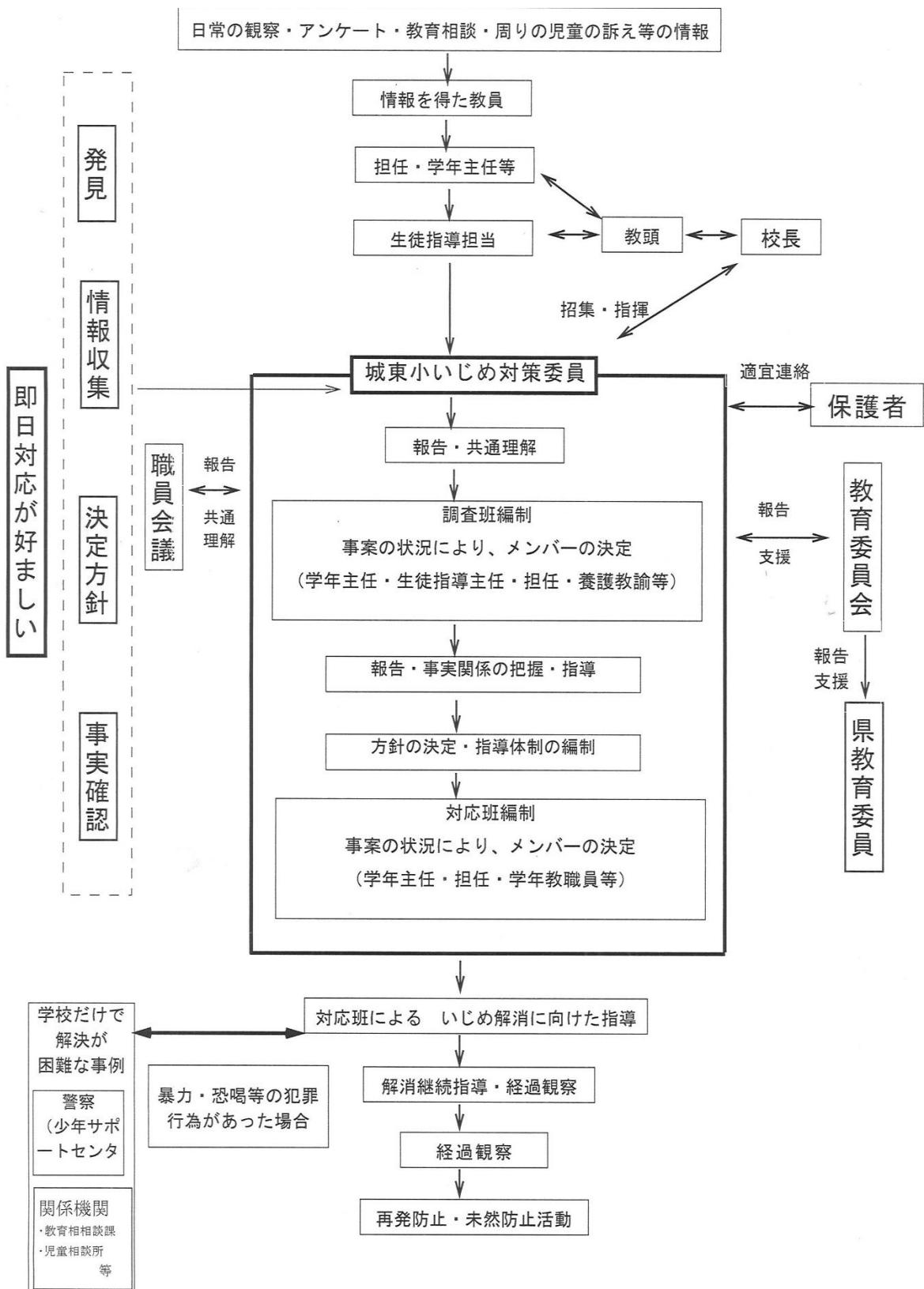
いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織としていじめ防止対策委員会を設置する。～いじめ防止対策推進法第22条～

この委員会は基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。また、必要に応じて臨時的に委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

<城東小学校いじめ対策委員会>

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、各学年生徒指導部員、教育相談員、SC等

(2) 組織体制といじめ発見から解決まで



(3) 未然防止

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

○児童や学級の様子を知る。

- ア 日常的な観察
- イ いじめチェックリストの活用
- ウ 毎月、「いじめに関するアンケート」の実施
(基本的には記名。年2回6・11月無記名で実施)
- エ メモ日記の活用
- オ 教職員間の情報交換
- カ 保護者等からの情報交換（個人面談前に保護者へもいじめアンケートを配布）

○互いに認め合い、助け合う仲間作りをする。

- ア 一人ひとりを大事にした学級経営や教育活動を展開
- イ 児童への温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながる。
例：「いいところに気がついたね」「あのときの態度立派だったよ」
「あなたの〇〇に取り組む姿勢すばらしいね」「そう〇〇ができたの。すごいね」
- ウ 人権教育の充実
- エ 道徳教育の充実（9月のいじめ防止月間にていじめに関する授業を実施）

○保護者や地域の方への働きかけ

- PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し意見交換する場を設ける。
例：授業参観等・・・保護者会の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
学級活動等でいじめについてクラスで考え、保護者にインタビューする等。
- 学級通信等・・・いじめへの取り組みについて学級通信や学年通信を通し保護者に協力呼びかける。

○専門機関との連携

- 非行防止教室（警察による）

(4) 早期発見

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

①朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・出席をとるときの声、表情、児童の日記やノートの内容
- ・健康観察、保健室等での様子

②教育相談の実施

- 各学期に教育相談週間の設定（6月、11月）

③いじめアンケートの実施

- 毎月1日（人権の日）に実施（1日が休業日の場合はその月の最初の登校日）

アンケート結果を踏まえ、児童の面談、聞きとりをすぐに実施する。

④いじめ発見のためのチェックリストの活用

- 4月に教師・保護者へ配布

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあつたりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がそのままの机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言つたりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したりハツ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聽いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに关心を持つ。

（5）早期対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

①いじめ問題の対処の流れ・・・別途「沖縄県いじめ対応マニュアル」参照

②いじめ対応の留意点

ア いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。

イ 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後対応方針を決定する。

ウ いじめを受けた児童、またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導またはその保護者への助言は、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図り、継続的に行う。

エ いじめを受けた児童の保護者といじめをおこなった児童の保護者との間で争いが起きることがないよう、いまた、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

オ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けるようにするために必要な措置を取る。

カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、那覇市教育委員会と連携を図り、那覇警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

キ 児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

～いじめ防止対策推進方第 23 条～

(6) ネット上でのいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また児童達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

掲示板等への誹謗中傷等への対応

ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談

削除依頼しても削除されない場合は、警察や法務局へ相談する！

書き込み内容の確認

○当該掲示板等のアドレスの確認と記録 ○書き込み内容の保存（プリントアウト）
※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する 等

掲示板等の管理者に削除依頼

○管理者への連絡方法（メール）の確認 ○利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。

掲示板等のプロバイダに削除依頼

○管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合は、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

1 児童生徒への対応

○被害児童生徒への対応

きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。

○加害児童生徒への対応

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

○全校児童生徒への対応

個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

2 保護者への対応

迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

※インターネットホットラインセンターの活用→誰でもインターネットで利用可能。
インターネット上の違法・有害情報の通報窓口として警察への情報提供等を行う。

(7) 指導計画（令和4年度）

	期日（期間）	取り組み内容
1	人権の日（毎月1日）	いじめアンケートの実施
2	6／7（火）～6／9（金）	第一回教育相談週間
3	7月末	いじめについての校内研修
3	9月	いじめについての道徳実施
4	11／10（木）～11／22（月）	第二回教育相談週間
5	2／7（火）	4・5・6年、保護者ネットモラル教室

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
イ　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
ウ　児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 P T A及び関係機関等との連携について

- ・授業参観や保護者研修会の開催、H P、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・個人面談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は那覇警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに那覇警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・各種相談機関の紹介を家庭訪問にて配布し、必要に応じて紹介する。